

「山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(再評価後案)」の概要

令和7年12月
総務部税政課

1 特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの概要

(1) 事務の名称

山形県税の賦課徴収事務（担当部署：総務部税政課）

(2) 事務の内容

- ・ 納税者からの申告等による課税事務
- ・ 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納管理業務
- ・ 滞納者情報等による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務

(3) 対象人数

30万人以上

(4) 使用するシステム

税務総合電算システム、国税連携システム、自動車保有手続きのワンストップサービス（OSS）システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2 特定個人情報保護ファイル（※）の概要（※個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）

(1) 特定個人情報ファイル名

県税賦課徴収等特定個人情報ファイル

(2) 対象となる本人の範囲

納税者及び税務調査対象者

(3) 記録される項目

個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、国税関係情報、地方税関係情報、障がい者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報

(4) 保有開始日

平成28年1月

(5) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ① 税務総合電算システム運用支援業務
- ② 税務総合電算システム基盤導入、維持、運用管理に関する業務
- ③ 帳票の印字処理に関する業務
- ④ 県税の賦課徴収に係るシステム用データ入力に関する業務
- ⑤ 地方税ポータルネットワーク支援サービス提供業務

(6) 特定個人情報の提供・移転

- ・ 提供先 : 国税庁、他都道府県、市町村
- ・ 提供先における用途 : 賦課徴収及び税務調査
- ・ 法令上の根拠 : 番号法第19条第9号

3 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

取扱いプロセス	主なリスク対策
特定個人情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示等の番号法施行規則に定められた手段による本人及び個人番号の確認の実施 複数人での入力内容のチェックや外部データとの突合による情報の正確性の確保
特定個人情報の使用	<ul style="list-style-type: none"> 適切な利用範囲の制御（システム機能）による目的外の事務・情報との紐付けの排除 閉鎖的ネットワーク構成・利用者認証管理機能による当該事務関係者以外からのアクセスの排除、アクセス操作記録の保存
特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"> 委託先における情報セキュリティ管理体制の確保（個人情報・情報資産の適正な管理に係る認証（ISMS認証）等の資格要件） 実施体制の提出・確認及び利用者認証管理機能による業務従事者の制限 秘密の保持に係る事項（秘密の保持、漏洩・滅失・棄損の防止等）の遵守・徹底 実データのシステム外部への持ち出しの禁止及び業務完了の際の磁気等による機器・媒体等からのデータの確実な消去の遵守・徹底
特定個人情報の提供移転	<ul style="list-style-type: none"> 法令に定められた提供項目、提供先の遵守・徹底 提供先、提供項目、提供方法の事前確認・決済の遵守・徹底及び記録の保存 閉鎖的ネットワーク上のシステム、プライバシーガード便等を利用した適切な提供方法の採用
特定個人情報の保管・消去	<ul style="list-style-type: none"> 入退室管理・防火対策等のセキュリティの確保された施設（データセンター等）へのサーバー等機器の設置 閉鎖的ネットワークによる事務関係者以外からのアクセスの排除及びウィルス対策ソフトのパターンファイルの隨時更新 基盤更新の際の磁気等による旧機器・媒体等からのデータの確実な消去の遵守・徹底

4 その他のリスク対策

その他の項目	主なリスク対策
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティチェックシートによる自己点検（対象：職員、所属、業務システム）及び情報セキュリティ内部監査の実施
教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策基準を踏まえた自己点検による各所属における適切な情報セキュリティ運用及び各職員の情報セキュリティ意識の啓発